

令和5年度国民健康保険事業費納付金等の 仮算定結果に係るご質問等について

1 ご質問と回答

ご 質 問	回 答
<p>被保険者数は減少(6.47%)ですが、医療分の負担が多くないか。</p> <p>資料1 1(2)①</p>	<p>医療分については、令和5年度の保険給付費(医療費)が増加見込みであること、令和5年度は県の決算余剰金の活用が難しいことから、増額となっています。</p>
<p>被保険者数は減少(6.47%)ですが、後期高齢者支援金分の負担は増ですが、減少としないか。</p> <p>資料1 1(2)②</p>	<p>納付金の額は、県が様々な条件をもとに、市町村ごとに金額を定めています。このため、自治体の判断で金額を見直すことはできません。後期高齢者支援金分については、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行により、増加となっています。</p>
<p>今後の医療分、介護分の増加見込みについて、どのように考えているか。</p> <p>資料1</p>	<p>医療分については、今後の診療報酬改定や医療の高度化など医療費は増加傾向にあることから、今後も増加するものと考えています。</p> <p>介護納付金分については、国が示す係数等を参考に、県が介護納付金の推計をおこなっているため想定は困難となりますが、今後の推移を注視してまいります。</p>
<p>40歳代の負担は増加しているが、減少できないか。</p> <p>資料2</p>	<p>国民健康保険税は、全ての被保険者が対象となる医療給付費分及び後期高齢者支援金分と、40歳～64歳の被保険者のみが対象となる介護納付金分の合算額となっており、課税対象には、世帯主や世帯員の所得が含まれることから、所得に応じた税額となっています。</p>
<p>『固定資産税額を「0円」にして試算』とあるが、固定資産税額があった場合の試算額は、どのようになるのか。</p> <p>資料2</p>	<p>令和5年度試算額は、資産割額の廃止に伴い、相当額(固定資産税額×7%(介護納付金分を含む。))を所得割に振り替えています。</p>

2 ご意見

ご意見	本市の考え
<p>1人当たりにしても、1世帯当たりにしても、10%以上の増加は、増加幅が大きすぎるのではないか？</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や物価の上昇など、市民の生活は大変厳しい状況であると認識しております。</p> <p>令和5年度までに一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補てん等目的の額の解消・削減を図るとしておりましたが、令和5年度においても一般会計繰入金(法定外)の補てんを受けることで、国民健康保険税額の大幅な増加を抑制したいと考えています。</p>
<p>コロナで収入が下がり、物価は上がっているのに市民は生活に苦しんでいます。増額の見直しをお願いします。</p>	
<p>被保険者の負担増が大きいです。少しでも減らす様に努力してください。</p>	
<p>資産割を廃止し、所得割、均等割及び平等割の3方式に移行することに対しては賛成である。</p> <p>高齢者は働きたくても雇ってもらえないことが多く、これ以上税金が高くなったら払えなくなる。また、健康に対しても不安が大きくなり医療費がたくさんかかってくるようになる。</p> <p>1人当たり11,452円、1世帯当たり17,446円の増加は、年金生活者にとってはとても苦しい。</p> <p>少しでも安くなるよう考えてほしい。</p>	

※ ご質問・ご意見は、趣旨に反しない範囲で文面を整理しています。